

令和4(2022)年4月1日から

成年年齢が 18歳になります!!

平成16(2004)年4月2日以降に生まれた方は、18歳の誕生日を迎えた日に成年となります。

●成年年齢の引き下げに伴って…

〈18歳になったらできること〉

- ・親の同意がなくても契約ができる
→携帯電話の契約・ローンを組む・クレジットカードを作る・部屋を借りる等
 - ・10年有効のパスポートの取得
 - ・公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許等の国家資格を取る
 - ・性別の変更の審判を受ける
- ※結婚可能年齢に関して…
女性は18歳に引き上げられ、男女ともに18歳になります。

〈20歳にならないとできないこと〉

- (今までと変わらないこと)
- ・飲酒をする
 - ・喫煙をする
 - ・競馬・競輪・オートレース・競艇の投票券(馬券など)を買う
 - ・養子を迎える
 - ・大型・中型自動車運転免許の取得

成人式はどうなるの…?

民法改正により令和4(2022)年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、本市が開催をしている「成人式」の対象年齢について検討を行った結果、**現行どおり20歳を対象として開催する**ことと決定しました。

【問い合わせ先】

成年年齢18歳に関すること…市民生活課 市民生活班 ☎0972-82-9511
成人式に関すること…生涯学習課 生涯学習班 ☎0972-82-9528